

I 報告 新型コロナウイルス感染症対策について

1 発生状況（6月16日現在）厚生労働省発表

- (1) 全世界において（6月16日現在）感染者 7,976,378 人、死者 435,196 名
(2) 国内において（6月16日現在）感染者 17,331 人、死者 927 名
※チャーター機・クルーズ船を除く
(3) 兵庫県において（6月16日現在）感染者 699 人、死者 43 名
(4) 神戸市において（6月16日現在）感染者 285 人、死者 12 名（入院中等 0 人）

2 国・県等の動向

- ・ 1月28日 新型コロナウイルスを指定感染症（2類感染症相当）に指定、2月1日施行
- ・ 1月30日 国が、「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置
WHO が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」宣言
- ・ 2月25日 国が「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」決定
- ・ 2月26日 全国規模のイベントについて、以降2週間は中止・延期・規模縮小を要請
- ・ 2月27日 国による学校園の臨時休業の要請
- ・ 3月1日 兵庫県（西宮市）内で初の感染者を確認
- ・ 3月3日 神戸市内で初の感染者を確認
- ・ 3月10日 国が「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾」決定
- ・ 3月11日 WHO が、世界的流行を受け「パンデミック」を宣言
- ・ 3月13日 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の一部改正を公布、翌日施行
- ・ 3月26日 国に「新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置
都道府県に「新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置
- ・ 3月28日 国が「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」決定
- ・ 4月7日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を発令
4月7日から5月6日まで（東京・神奈川・千葉・埼玉・大阪・兵庫・福岡）
- ・ 4月15日 兵庫県による休業要請
- ・ 4月16日 緊急事態宣言の対象地域を7都府県から全国に拡大（5月6日まで）
- ・ 5月4日 政府対策本部「緊急事態宣言」を5月31日まで延長
5月14日を目途に地域ごとに判断
- ・ 5月14日 39県に対して、緊急事態宣言の解除（特定警戒都道府県の北海道、千葉、埼玉、東京、神奈川、京都、大阪、兵庫は継続）
- ・ 5月15日 兵庫県による休業要請一部解除（大阪府・京都府と連携）
- ・ 5月21日 緊急事態宣言の区域から、大阪、京都、兵庫の近畿3府県が解除（44日ぶり）
- ・ 5月25日 緊急事態宣言全面解除（首都圏4都県と北海道）4月7日以降49日ぶり
- ・ 6月1日 兵庫県は、6月1日より全ての業種で休業要請解除

3 神戸市の体制

新型コロナウイルス感染症対策本部等

- ・ 1月16日 危機管理室・関係部局による連絡調整会議（以降随時6回開催）
- ・ 1月29日 第1回新型コロナウイルス関連肺炎情報連絡会（市長・副市長・局室区長）
- ・ 2月14日 第2回情報連絡会
- ・ 2月26日 第3回情報連絡会
- ・ 2月28日 神戸市の対応方針-第1弾-（市立学校園の臨時休業・市有施設の一部閉館）
- ・ 3月2日 県内発生に伴い、第1回新型コロナウイルス関連肺炎局室区対策会議を開催
- ・ 3月3日 市内発生に伴い、神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置、併せて第1回本部員会議開催
- ・ 3月9日 第2回本部員会議開催
- ・ 3月11日 第3回本部員会議開催（神戸市の対応方針-第2弾-）
- ・ 3月23日 神戸市の対応方針-第3弾-
- ・ 3月30日 第4回本部員会議開催（神戸市の対応方針-第4弾-）
- ・ 4月3日 第5回本部員会議開催（神戸市の対応方針-第5弾-）
- ・ 4月6日 神戸市の対応方針-第5弾（追加）-
- ・ 4月8日 4月7日 緊急事態宣言の発令に伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部に改組し、第6回本部員会議開催（神戸市の対応方針-第6弾-）
「新型コロナウイルス感染症対策 最優先宣言」を発する
- ・ 4月17日 第7回本部員会議開催
- ・ 4月28日 第8回本部員会議開催（神戸市の対応方針-第7弾-）
- ・ 5月5日 第9回本部員会議開催
- ・ 5月15日 第10回本部員会議開催（神戸市の対応方針-第7弾（改訂）-）
- ・ 5月22日 第11回本部員会議開催（神戸市の対応方針-第8弾-）
- ・ 5月25日 緊急事態宣言の解除に伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部」を廃止
- ・ 5月27日 3月3日設置の対策本部を廃止し「神戸市新型コロナウイルス感染症警戒本部」を設置
併せて、第1回警戒本部員会議を開催（-警戒期における神戸市の対応方針-）

4 相談体制

（1）新型コロナウイルス専用健康相談窓口（4月8日～）

新型コロナウイルス感染症に対する健康不安、予防方法等の健康相談に対応するとともに、感染の疑いのある方の相談を受け必要に応じて帰国者・接触者外来を案内。（毎日24時間対応）

- ・ 運営体制 昼間 7回線 7人体制（最大 17回線）
夜間 3回線 3人体制（最大 5回線）

一般的な健康相談を目的に設置した「専用健康相談窓口」（2月1日設置：土日祝 9：00～17：30、2月20日以降は毎日24時間対応）と、感染が疑われる方の相談に対応することを目的に設置した「帰国者・接触者相談センター」（2月6日設置：毎日24時間対応）を統合。

(2) チャットボットサービス (5月20日～)

新たな不安解決のツールとして、聴覚障害のある方や電話が苦手な方でも時間と場所を問わずスマートフォン・タブレット等画面で気軽に相談先や受診先を確認。

(3) 各保健センター、保健所予防衛生課 (平日 8:45～17:15)

新型コロナウイルス感染症に対する健康不安、予防方法等の健康相談に対応。

(4) 相談実績 (1月27日～6月15日)

相談窓口	件数 (件)
① 各保健センター (1月29日～)、保健所予防衛生課 (1月27日～)	8,185
② 専用健康相談窓口 (2月1日～4月7日)	10,707
③ 帰国者・接触者相談センター (2月6日～4月7日)	6,089
④ 新型コロナウイルス専用健康相談窓口 (4月8日～)	24,978
⑤ チャットボット相談 (5月20日～)	3,150
計	53,109

※専用健康相談窓口最大相談件数：4月13日 1,047件

※専用健康相談窓口直近 (1週間) 平均相談件数：111件 (6月9日～15日)

5 検査体制

新型コロナウイルス感染症が疑われる場合に、感染の有無を判断するため、保健所または医師の判断で適切にPCR検査等を実施し、迅速な治療と感染の拡大防止につなげる。

また、感染が疑われる有症状者の減少に伴い、PCR検査件数が減少していることから、感染拡大の兆しや感染の広がりを早期に把握するため、戦略的に検査体制を強化する。

(1) PCR検査

(ア) 検査総数 4,637件 (6月16日現在)

- ・新たな感染確認のための検査 3,437件
- ・退院前治癒確認のための検査 1,200件

※1日最大件数 5月1日 171検体

(イ) 陽性率 8.3%

(ウ) 検査機関

行政検査：神戸市環境保健研究所

シスメックス衛生検査所 (シスメックスBMAラボラトリー)

医療機関：市内4医療機関

神戸市新型コロナウイルス検査センター (神戸市医師会)

(2) 抗原検査

- ・PCR検査と同様に、現在の感染の有無を判断する検査として、5月13日に公的医療保険の適用。
- ・国におけるPCR検査と抗原検査の役割分担の検討・評価を踏まえ、帰国者・接触者外来、救急外来等で、現在の感染の有無の迅速な診断に積極的に活用。

(3) 抗体検査

- ・臨床研究として4月に抗体検査を実施した神戸市立医療センター中央市民病院と共同で、外来患者の抗体保有状況のサンプリング調査を実施。
- ・前回の抗体検査の結果との比較など、市内の感染拡大の状況（感染履歴の有無）を定期的に検証。

6 医療提供体制

(1) 外来医療体制

- ・2月5日に新型コロナウイルス感染症が疑われる人を診察する医療機関として、帰国者・接触者外来を設置。
- ・患者の発生状況を踏まえ順次拡大し、6月16日現在、市内に9か所設置。（医療機関名は非公表）
- ・その他、検体採取については、市内の病院や診療所など105ヶ所にて設置。（6月16日現在）

(2) 入院医療体制

- ・これまで本市では、ICUなどの重症者用34床を含む約120床を感染症指定医療機関である中央市民病院及び適切な感染予防策がとれる市内医療機関の連携のもと確保。
- ・緊急事態宣言解除後の、兵庫県対処方針（5月26日改定）を踏まえ、患者の発生状況等に応じて、必要な入院病床を確保。

(3) 宿泊療養施設

- ・新型コロナウイルス陽性の判定を受けた軽症または無症状の患者で、いったん医療機関に入院した後、医師の判断により入居し、治癒確認まで滞在。
- ・4月11日に株式会社ニチイ学館ポートアイランド宿泊棟、4月30日にホテルパールシティ神戸を開設。
- ・ホテルパールシティ神戸については、入院調整に時間を要する場合には、自宅待機に代わる「入院前の滞在施設」としても活用。
- ・看護師を24時間体制で配置。医師、保健師による健康観察を実施。

7 各局室区の対応（本市の対応方針から）

（1）感染拡大防止のための取組みを市民・事業者へ周知

①ひょうご防災ネット・Yahoo 防災アプリでの呼びかけ

登録制メール「ひょうご防災ネット」及びYahoo 防災アプリを活用して、外出自粛・在宅勤務等の要請を行い、感染拡大防止への取組みの呼びかけを実施。（計7回）

②防災行政無線・ドローンによる呼びかけ

4月17日から休日に防災行政無線により繁華街と公園に向けた呼びかけを実施。

・繁華街…1日1回（17:30）、JR主要7駅（住吉・三ノ宮・元町・神戸・兵庫・

新長田・垂水）

・公園…1日3回（10:00、11:50、15:00）、公園等5ヶ所（メリケンパーク、須磨海岸、サンシャインワーフ、住吉川河口、HAT なぎさ公園）

・三宮の繁華街に対して、ドローンにより外出自粛を上空から呼びかけ（3日間計4回）

③パトロールによる呼びかけ

区役所・建設局・港湾局・消防局が連携し市内をパトロールしながら、外出自粛や公園の利用方法等について呼びかけを実施。

④広報媒体の活用

市ホームページ、SNS、広報紙、デジタルサイネージの活用や、市長による市民向けメッセージの動画配信（YouTube）、テレビ出演等により、新型コロナウイルス感染症対策に関する市政情報を発信。

⑤事業者・事業所への呼びかけ

業界団体や企業に対して、在宅勤務や時差出勤の取組み、外出自粛の要請等を依頼。（計6回）

（2）市立学校園について

3月3日から臨時休業としていた市立学校園について、6月1日から感染防止対策を徹底した上で再開。再開当初2週間（特別支援学校は4週間）は、慣らし期間を設定し、分散登校を実施。

臨時休業中に実施できなかった授業時数の確保のため、夏季休業期間等を短縮し授業日を設定するとともに、時間割編成の工夫や行事の見直しを行う。

（3）保育所・学童保育施設等について

3月3日に可能な限り家庭保育を要請し、4月14日より特別保育へ移行（5月31日まで）していた保育所・学童保育施設等については、6月1日から可能な限り家庭保育を要請しつつ、6月15日より通常運営へ移行。

（4）社会福祉施設等について

高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援にかかるすべての関係施設・事業所について、感染防止対策を厳重に徹底した上で事業実施を依頼。

※4月3日～5月29日までの間、複数の通所系サービスを利用の高齢者・障害者に対しできる限り利用先を1か所に限るよう呼びかけ。

(5) 医療従事者への感謝の気持ちの発信及び偏見防止の取り組み

- ・医療現場の最前線で従事する、医療関係者に感謝の気持ちを伝えるため、全国に先がけ神戸市内の施設を青い光でライトアップする「#LightItBlue」を4月16日より開始。
- ・医療従事者の活動支援のため、寄附金を市民や企業の皆さまから広く募集する「こうべ医療者応援ファンド」を開設。
- ・医療従事者や感染者、その家族に対する不当な偏見や差別を防止するための啓発への取り組みを実施。

(6) 経済対策について

経済活動の急速な縮小により疲弊している市内事業者への早期支援を全力で進めるため、必要な予算措置を迅速に講じ、感染症拡大予防のための新しい生活様式の徹底等、社会の変化に対応した効果的な事業者支援の実施。

- ・ひょうご・神戸経営相談センターの設置
- ・経営継続支援金を県と協調して実施
- ・店舗家賃負担軽減補助金の実施
- ・チャレンジ支援補助金の実施、拡充
- ・持続化給付金 神戸市申請サポート窓口の開設 など

(7) 特別定額給付金について

「特別定額給付金」事業について、迅速かつ的確に家計への支援につなげるための取り組みを推進。

神戸市ホームページから、全市の給付状況を日々公開するほか、個人の申請状況等の確認やAIチャットボットによる対応に取り組む。

(8) 施設・イベント等について

市有施設について、感染防止のため必要な措置を講じた上、順次再開。

市主催イベントや会議等は、6月1日から以下の基準に合致するものに限り実施。

- ・屋内のイベント・会議等 100人以下、かつ収容人員の半分以下の参加であるもの
- ・屋外のイベント・会議等 200人以下、かつ人と人との距離（できるだけ2m）
を十分に確保できるもの

6月19日からは、この制限を以下の基準に緩和。

- ・屋内のイベント・会議等 1,000人以下、かつ収容人員の半分以下の参加であるもの
- ・屋外のイベント・会議等 1,000人以下、かつ人と人との距離（できるだけ2m）
を十分に確保できるもの

その後、感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、イベント開催制限の段階的緩和の目安を踏まえ、制限のさらなる緩和を検討。

※5月2日から土日祝日の市バス・地下鉄の減便、5月23日より通常運行。

(9) 屋外活動を通じた児童の居場所の確保への補助

3月10日～4月7日まで、地域・NPO等が行う子ども向けプログラムの支援を行い、神戸の資源を活用した屋外活動による児童の安全な居場所確保を図る取り組みを実施。

(10) 庁内勤務体制等について

引き続き、在宅勤務やフレックスタイム制等、人との接触を低減する取り組みを推進するとともに、各職場における感染予防対策の徹底を図るほか、今後の感染再拡大や複合災害に備え、必要な備蓄物資の確保を図る。

さらに、「内定を取り消された新卒者」「離職を余儀なくされたひとり親家庭」を対象とした会計年度任用職員採用の緊急雇用対策に取り組む。

(11) 物資の確保・配分

新型コロナウイルス感染症対策のため、医療機関、福祉施設、教育・子育て施設等へ、感染防止資材の確保・配分を実施。

寄付については、ホームページ等で4月17日～5月22日まで呼びかけを行うなど募集。

6月10日時点で、477件（企業・団体250件、個人227件）、数量としてはマスク約149万枚、消毒液約4,176Lなどの貴重なご支援をいただいた。

(12) 第1次対応検証チームの設置について

新型コロナウイルス感染症に対するこれまでの市の対応について、次の感染拡大期に適切に対応するための備えをしていくため、庁内に「新型コロナウイルス感染症対策第1次対応検証チーム」を設置し、各分野別に検証を行い、6月中を目途に報告書を作成予定。

<検証対象>

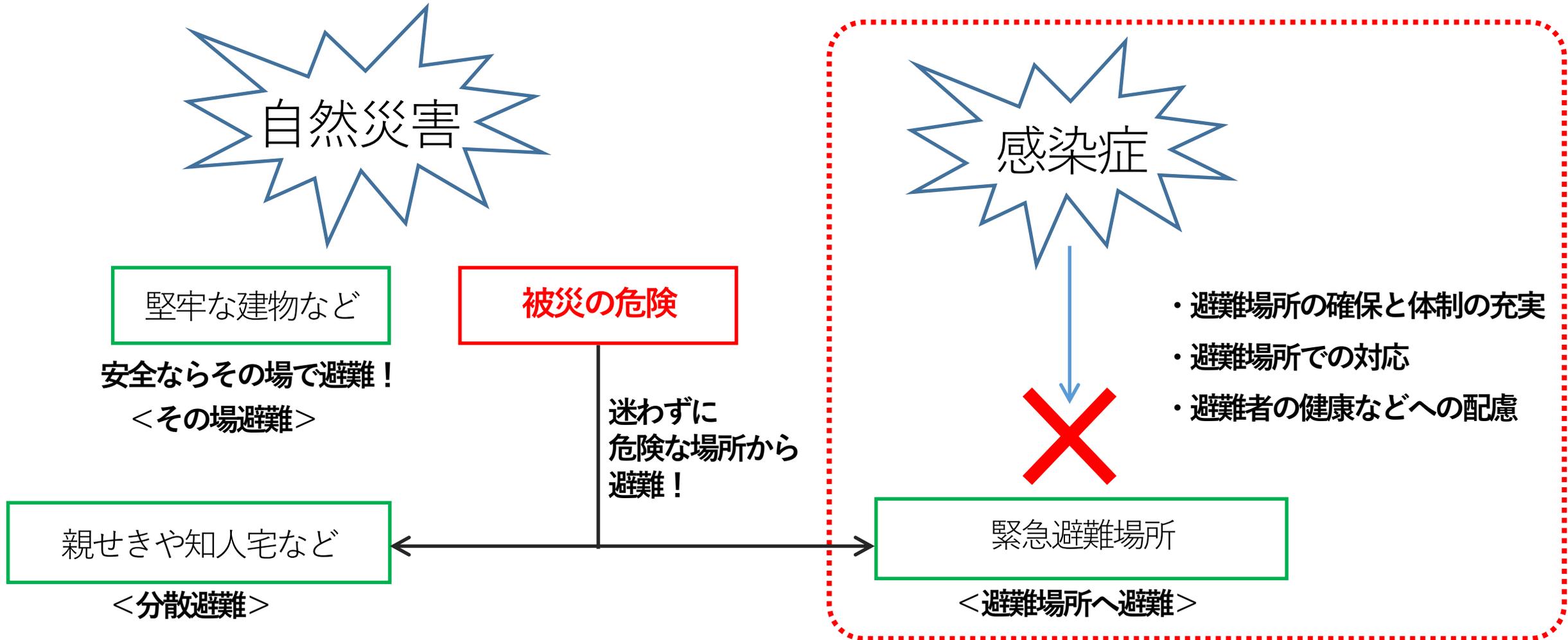
- | | |
|---------------|---------------------|
| ①医療体制確保 | ⑦個人向け支援策 |
| ②感染拡大防止 | ⑧事業者向け支援策 |
| ③市民向け啓発とデータ解析 | ⑨庁内対応 |
| ④市立学校園 | ⑩物資提供 |
| ⑤保育所・学童保育施設等 | ⑪市有施設、市バス・地下鉄 |
| ⑥社会福祉施設等 | ⑫本部員会議等情報共有と意思決定 など |

(参考資料)

「新型コロナウイルス感染症」の流行時における 大雨・台風への避難の対応方針

神戸市

大雨・台風と感染症の2つの危機に備える



自宅が安全な場合は（堅牢な建物の上階など）

その場避難

- ・ 自宅内の安全な場所で避難
- ・ 食料などの家庭内備蓄や必要な物を準備しましょう

親せきや知人宅など安全な場所がある場合は

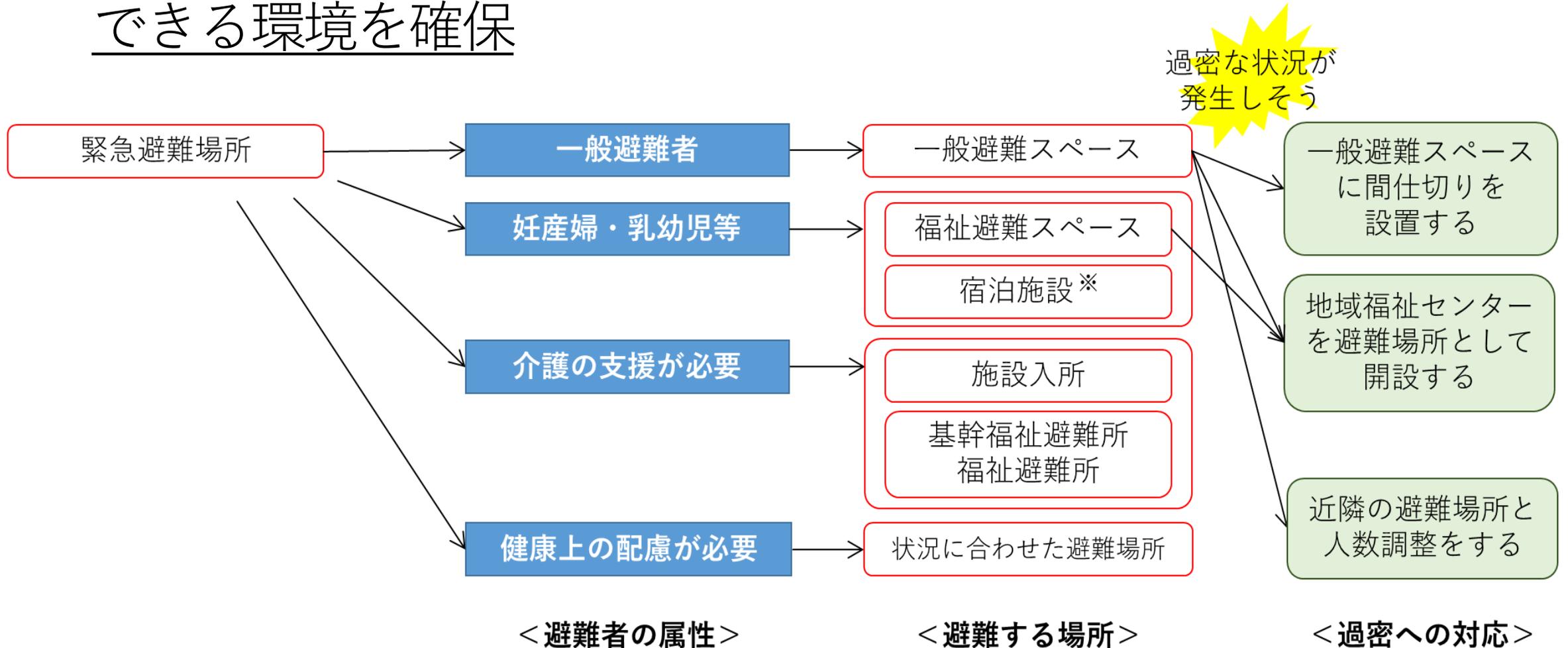
分散避難

- ・ あらかじめ相談しておき、マスク、体温計、消毒液、非常時持ち出し品を準備しましょう

※ 在宅避難する避難者に向け、随時、あらゆるツールで情報発信をします

避難場所の確保と体制の充実

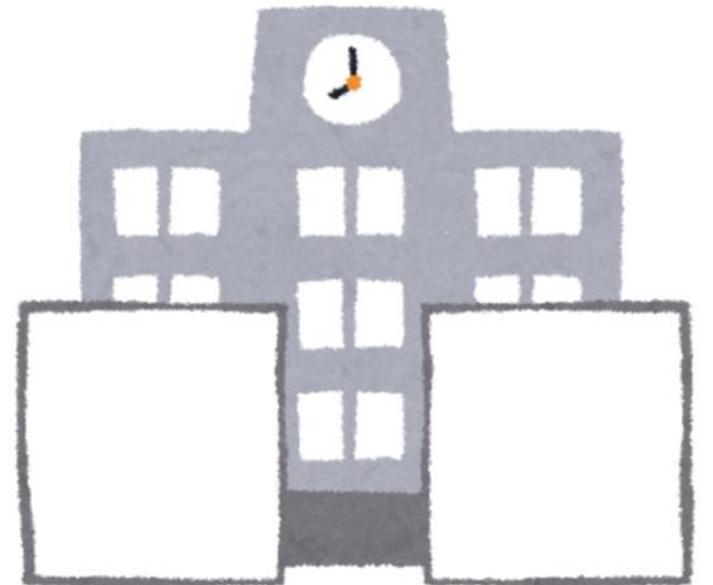
1. 避難状況に応じて必要な避難場所を開設し、安心して避難できる環境を確保



2. 避難場所の運営体制の充実

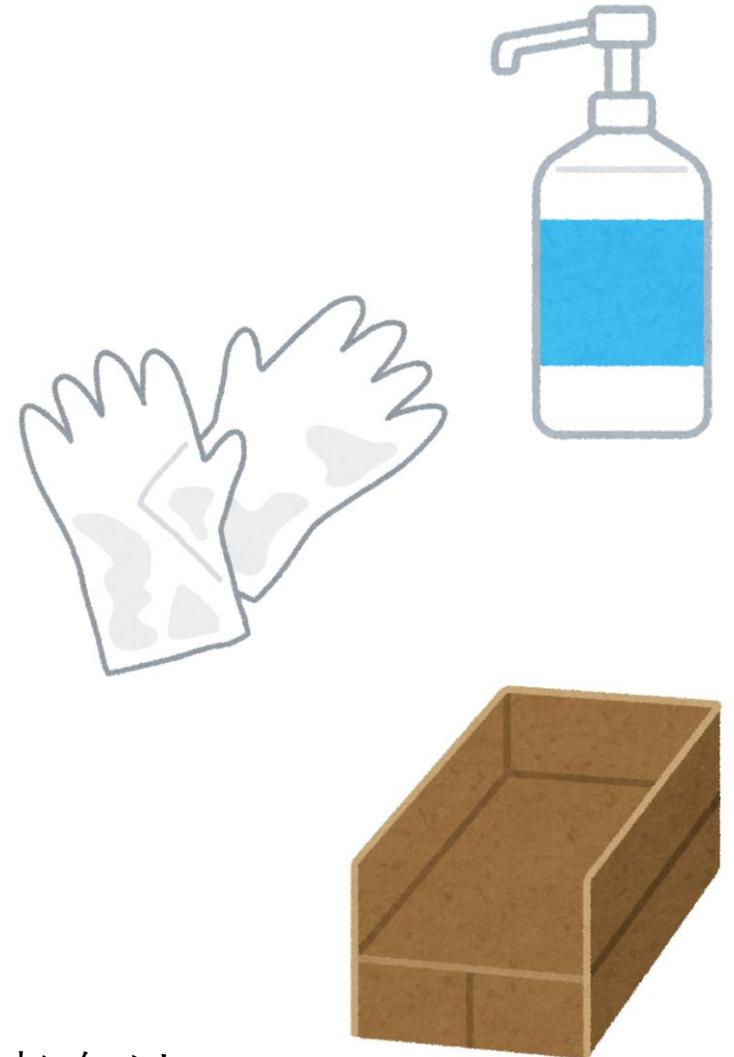
庁内カウンターパート制による運営人員の確保

職員用の「感染症対策 運営マニュアル」を配布し対応を図る

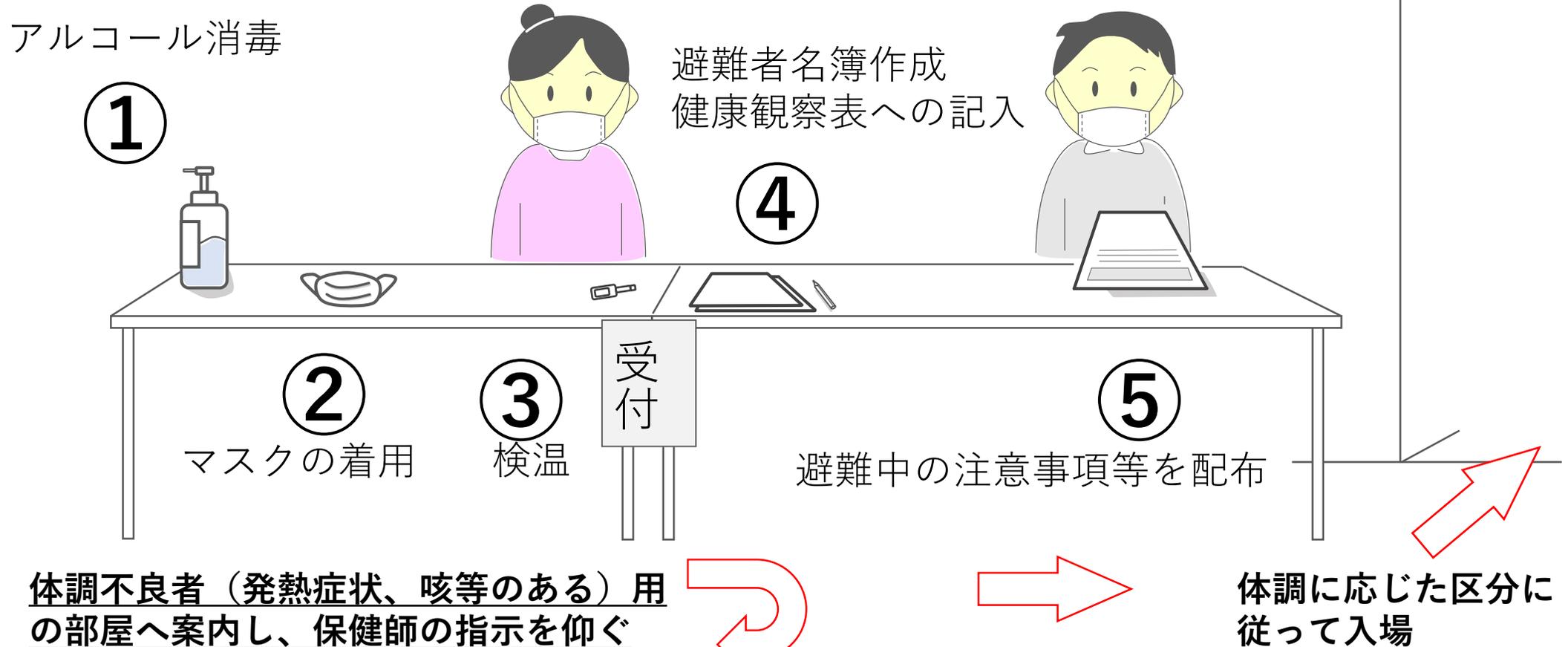


3. 衛生資材等の配備

- ◇ 手指消毒液 → こまめな消毒
- ◇ 体温計 → 健康管理（受付時）
- ◇ マスク → 持参していない避難者に配布
- ◇ 間仕切り → 過密時に使用
- ◇ 養生テープ → 区画のレイアウト
- ◇ 清掃用消毒液 → ドアレバー等の共用部分消毒
- ◇ 不織布タオル → 清掃・消毒
- ◇ 使い捨て手袋・エプロン → 清掃・消毒
- ◇ アルミマット、段ボールベッド → 主に要配慮者向け

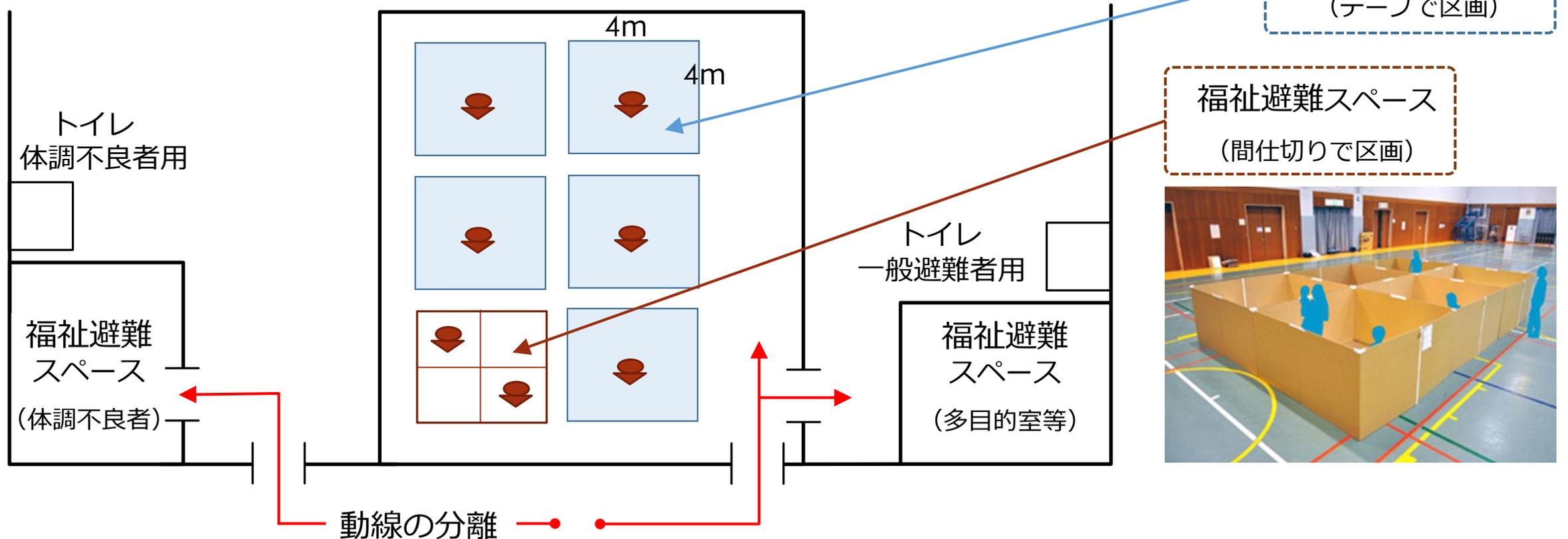


1. 受け入れ時の検温・健康観察の実施



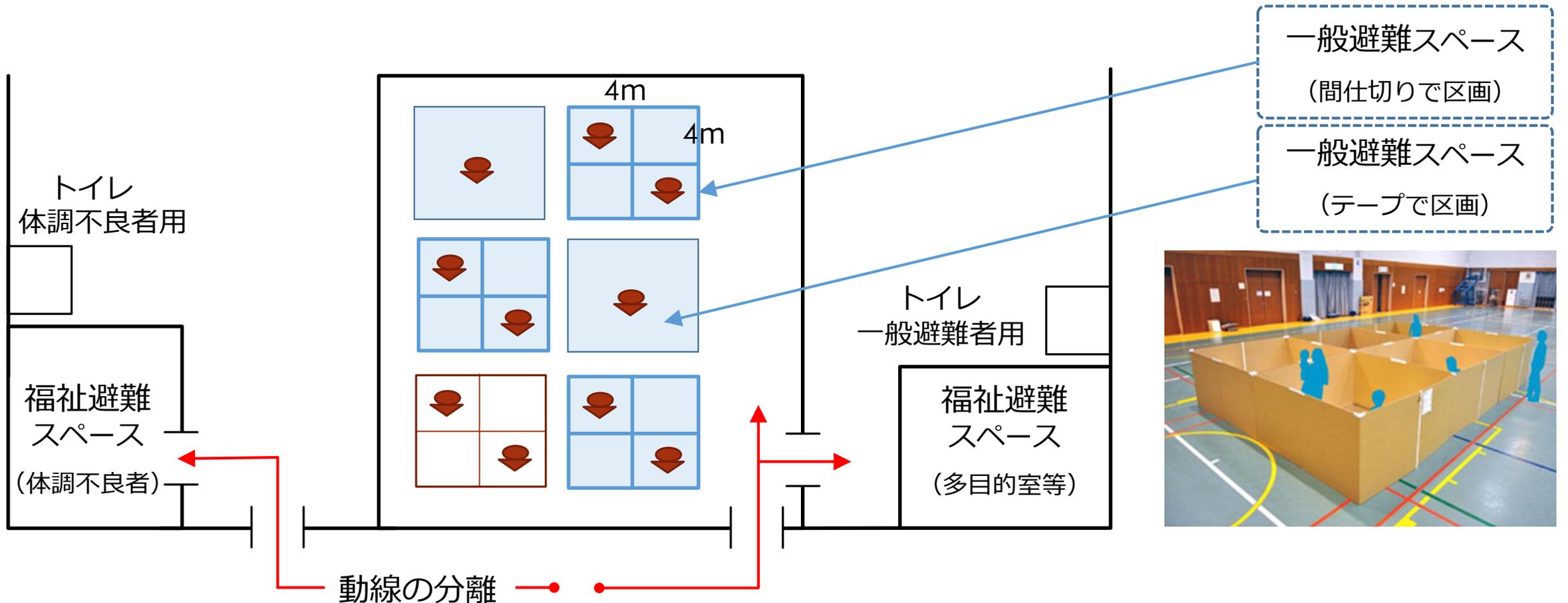
2. 避難スペースのレイアウト

【フェーズ1】 空間全体を使って、占有面積が16 (㎡ / 1人) 以上となるよう区画



2. 避難スペースのレイアウト

【フェーズ2】 さらに狭くなる受入れ状態が発生した際は、間仕切り（2m×2m）で区画



3. 避難場所内の感染予防の徹底

◇ 手洗いやうがい、咳エチケット、マスク等の着用

→ 感染予防ポスターの掲示、注意書きの配布、マスクのない避難者へのマスク配布

◇ 手指消毒の実施（ハンドジェルを入口・トイレ前に設置）

→ 来所時等、適宜、手指消毒を行うよう促す。

◇ 手指がよく触れる共用部分の清掃

→ 清掃用消毒液を浸したペーパータオルでふき取る。

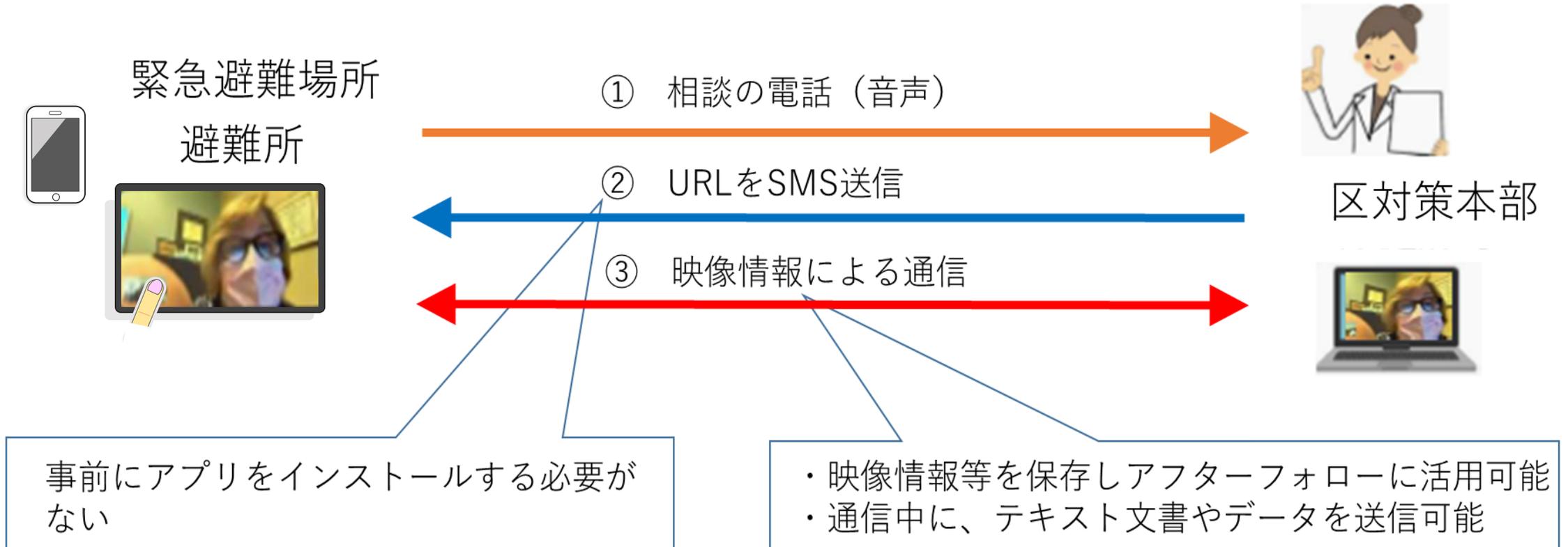
◇ 十分な換気の実施

→ 入口はなるべく開放し、通風の確保と定期的な換気



ICTを活用したリモート健康相談

避難所職員や保健班と、区本部とを結び、円滑な支援をサポートするシステムの導入



避難者の健康などへの配慮

ホテル・旅館などの宿泊施設へ避難する場合の宿泊費を助成

まずは、事前登録の申請（郵送またはメール）



住まいの構造、ハザードマップ、健康状況などをヒアリングし、対象者の判定

判定の上、避難対象者として事前登録・結果を通知



避難情報が出たらホテル・旅館などへ避難



- ① 一旦実費を支払いチェックアウト
- ② 申請様式に必要事項を記載し、市に助成申請
- ③ 申請の振り込み口座へ振り込み

<住まいの要件>

市内の土砂災害警戒区域（イエローゾーン・レッドゾーン）内、または、北区および西区の河川浸水想定区域内にお住まいの方

<属性の要件>

- ① 妊娠中の方
- ② 乳児（1歳未満）を養育中の方
- ③ 重症心身障害児者とその介護者の方

※ 同一世帯の方が同行避難する場合は、その世帯の方も対象

※ ひとり 7千円/泊 を上限



避難場所は感染症が心配...



既往症のある方・介護の支援が必要な方

- ・必要に応じて、避難場所内に福祉避難スペースを設置します
- ・地域福祉センターの開設など臨機に対応します

濃厚接触者で健康観察中や退院後の自宅療養中の方

- ・保健師が個別に対応していきます

発熱症状や咳等がある体調不良者

- ・避難場所内に福祉避難スペースを設置します

自宅は安全？ あらかじめ確認を！

「くらしの防災ガイド」等で自宅の危険を確認

- ・ 土砂災害（特別）警戒区域
- ・ 河川浸水想定区域
- ・ 台風による高潮（潮位や満潮時間などに注意）



緊急避難場所へ行く必要があるかわからないときは

災害テレフォンセンターにお問い合わせください

電話：0570-078-500（6月17日開設）

① 地域の危険性や避難の方法を再確認

くらしの防災ガイド（ハザードマップ）・避難先・避難経路を再確認しよう！

② 家族や知人でルールを決めておこう

いざの時の避難先や連絡方法を話し合おう！ 「ひょうご防災ネット」への加入を！

③ 備蓄や持出品を準備

感染症予防の持出品も準備しよう！

④ 家庭内防災に取り組もう

安全な場合は自宅などで避難できるようすまいの備えを！

